

土地利用秩序と村落の土地管理機能

渡辺兵力

本年の共通課題は最近の農政の問題にかかわっているようである。さて、日本の村は変りつつある。その変化する情況を前提として政府の政策対応がなされているが、それを學問的に批判することが村研の役割であること受けとめている。

村研は村落をいろいろな立場からアプローチしたらよいが、前回の報告では社会学的な問題がかけていたように思う。それでよいのか。まず、「村落の土地管理機能」であるが、「村落の土地」ということをかいづまんと報告してみたい。つぎに、「土地利用秩序」についてであるが、日本の伝統的村落には、なにかそのことについての原理があると思うので、そのことに触れてみたい。そして、結論から言えば、今日、村落は非常な勢いで変化しているので、これは、言ってみれば過渡期の村落であるので農政が期待している「土地利用秩序」の形成はむずかしいであろうというのが、私の見通しであり、村落の土地管理機能を期待することはできないのである。

激変していない戦前までの村落を伝統的村落の地域とイメージしこれは、いかなる村であつたのかから始め、それが、今、激変の過程にあるので土地管理機能をもつことができないのではないか、というのが批判である。

村落域（村の領域）のモデルとして山つきの村を考える。というのは、平場の村であつても、伝統的段階には、なんらかの形で山と

かかわりをもつていたと考えるからである。村には原則として境界線があり、境界線にかこまれた部分が村の領域である。一九七〇年センサスでは、村には境界があるというのが集落総数の七〇・八〇%を占めた。したがつて、村は一つの領域であると考えてよい。

さて、村域空間区分である。屋敷地、在所、里山、奥山の順に平場から山へむかってモデル的に地域を区分してみた。屋敷地があり、その周辺に水田、畑、桑畠などがあり、これを在所とする。次に里山でこれは日帰りできる。さらに、泊らなければ仕事ができないのが奥山ということになる。ついで住民の行動空間として、耕作空間と採集空間とがある。後者は山つきの部分を指す。正式の村人は村の土地を四つにわけていたにちがいない。村人は地域資源を利用して生活してきたのであるが、これを二つの空間にわけた。このうち採集空間は公共性が重視されるのであって、資源の保全や利用を共同で行なう。他方、在所、つまり、耕作空間は各家の競合の場である。競合は共生と相制の原理がからみあっており、相手が倒れてしまわない範囲で競争することである。相手が倒れてしまつては困るのである。これはどの村にもある原理である。

伝統的村落は土地管理機能をもつっていたのか。それをもつていたのは奥山に対してである。他方、耕作空間については、よほどのことがないと村落の共通した意思決定が出てこない。一年に何回か用水路さらいとか、農道の草刈とかがある。しかし、耕作空間は各家の競合の場であつて競合を制御する仕事りのような秩序でやつていたと考える。日本の伝統的村落の特徴をあげれば、限られた地域資源に依存して村落のなかに人ひとは生きてきた。正確には、そんな

に多く地域資源に依存したわけではなかつたかもしれないが、基本的には地域資源に依存していたと言つていい。

資本主義経済の発展によつて村落が影響をうけるといふのは、この地域資源への依存度が低下してゆくことである。したがつて依存のパターン、依存度の差異によつて村落の類型化が可能になる。また、資源自給率を計測することができれば、千差万別の資源自給率

の村が日本列島にあることが明らかになり、新しいかたちの「土地管理機能」をつくるとすれば、どのような村においてそれが可能であるかということにつながつてくることにもなるのであろう。

また、伝統的村落には「定員制」があった。家数があまり増減することなく「一定」であった。人口も同様であった。それが維持できなくなればどうなるか。「押し出し」「分けあたえ」の二つの原理がはたらく。それは分家、出稼ぎ、口べらし、新田開拓などとして現れる。このような原理・原則からあまりにも逸脱するとき、「村八分」ということになる。これが伝統的村落の共同体としての特質ではないか。この点について守田志郎氏の著作が参考になろう。

社会学的にみれば、家と同族や親類、さらに村という三重の構造——これが伝統的村落の構造である。つまり、イエ・ミウチ・ウチワであり、ここでウチワとは村のことで、村人はこれら三つを使いわけてきた。ここで川本氏の「領土」——眼に見えない境界が重要である。領土のソトにでるのか、あるいはそのウチで行動するのか。ともかく、村人はこれを使いわけてきたのである。世間といふ場があり、世間体がそこで行動規範であるが、世間の最も大きな枠が村の境界線であったのではないか。イエやミウチといふのはそれよりも小さな世間である。日本人は世間体のレフアランスを一

つの集団においている。村のソトに出れば日本人はムラの世間体から解放され、日本人的自由を獲得することになる。しかし、村のなかで日本人的自由を確立しなければ、この土地管理——集団的土地管理は困難であろうというのが私の見通しである。むかしのムラは死にかかっている。それを利用してといふは、まちがいではないか。

センサスでなぜ領域を設定したのか。それは村には境界線があると仮定したことによる。もちろん物理的な境界と社会的な眼に見えない境界があり、前者によって「社会」としての村落ができる。これら両者が重なりあって村落となる。従来、社会学は「部落」つまり「社会」としての村落に関心をあつめ、地域としての「集落」には関心をもつていなかつた。ところが農業ではもつぱらフィジカルな方面に関心をもつ。しかし、実体はつながつてゐる。システム論的にとらえると、フィジカルな構造とノン・フィジカルな構造がある。それぞれの構成要素を整理すると、村落には土地、水、諸施設など、部落には家、諸集団、秩序などがある。機能は要素をくみ合せて実現する。機能実現の契機は村落住民の行動である。そこでは人間は構成要素ではなく、家がそれである。住民の行動はこの構造を動かすインプットである。出力としていろいろな機能が実現する。村落においてもつと大切なものは家と土地である。（渡辺兵一「農家と村落の相互規定」年報第12集、参照）

現在、多くの非ムラ人が村落に住んでゐる。私どもはムラ人と非ムラ人とを識別しなければならない。問題とするムラ人はどれかの家に属しているはずである。家のものと認められてはじめて正メンバーとなりうる。しかし、人格単位は家長のみである。家も同じ様

に正メンバーと認められているものだけが単位となる。土地保有を相互に認めあつてゐる家々がつくつてゐる社会がムラである。農民が土地をもつとはどういうことか。この観念は所有や時間を含まないのではないか。保有といつてよいのであるが、それは長く持ちつづける。つまり代々もちつづけるという持ち方なのである。土地を保有していいるという事実があり、それを認めあつてゐる家々がムラをつくるのであり、家産とは所有できるのではなくて保有するものなのである。

土地感には家産、手段、資産、商品など含まれており、状況においてその重点が激しく変化するが、本来、農民は土地を家産として保有していたのである。努力した農家は經營を拡大するが、その拡大した部分は手段と考えたのである。里山などは資産と考え、その考えは貨幣経済の滲透によって有効になる。最後に商品であるが、例えば市街化区域などでは農家は土地を坪、何万円という考え方をするのが、それである。

「領」「領有」とは村落の土地に適した言葉である。そして、今日ではみつけることはむずかしいが、個々の家はムラの土地をあずかりもつという考えがあった。各家がそれぞれの土地を保有し、ムラがそれらのすべての土地を総保有してきたのである。つまり、ムラは村落の土地を管理してきたのであつたが、その管理の仕方は一律ではなくて、多様なルールによるものであったのである。

さて、最近の農政が問題にしている土地は耕作空間であるが、そこには競合の原理が働いていた。ここへ集団的秩序がうまく適合するかどうか。近代的な競争の原理が実現した上で、はじめて個々の

競争よりも集団の競争が有利であることが実証され、集団的秩序がなりたつのではないか。伝統的なこりものがこびりついてゐる今日の状況において、近代的なものの考え方、経済の論理を土台にした集団的秩序をムラに求めることは無理なことではないか。

(文責、事務局)